

個人住民税をめぐる最近の動向

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び
寡婦（寡夫）控除の見直し
【令和2年度税制改正】

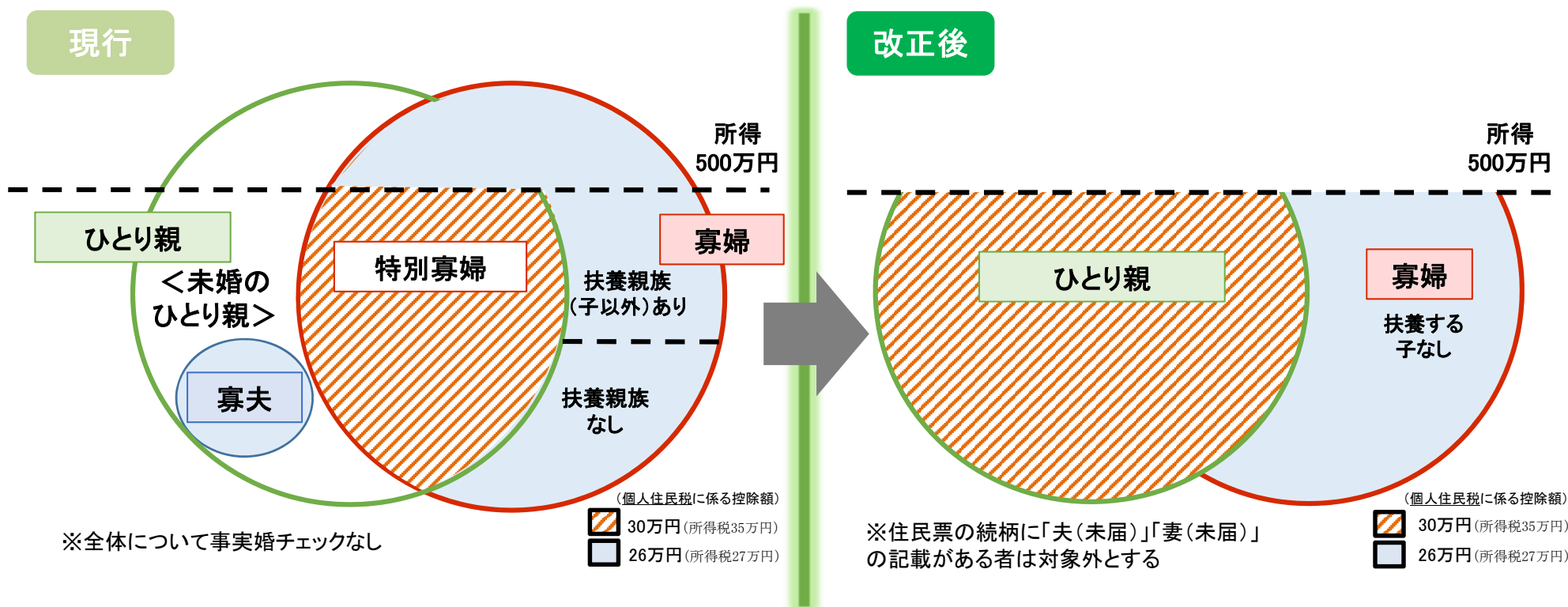
未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等

令和3年度分以後の
個人住民税について適用

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

1. 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用
2. 上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定

※ 所得500万円(年収678万円)以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がない死別女性については現状のままとなる。
 ※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。



【参考】 改正前後の所得控除額

〔 表中の数字は個人住民税に係る
所得控除の額(万円) 〕

現 行

改 正 後

寡婦(寡夫)控除

本人が女性

配偶関係		死別		離別		
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	
扶養親族	有	子	30	26	30	26
		子以外	26	26	26	26
	無		26	—	—	—

本人が男性

配偶関係		死別		離別		
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	
扶養親族	有	子	26	—	26	—
		子以外	—	—	—	—
	無		—	—	—	—

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万円	
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
		子以外	26	—	26	—	—
	無		26	—	—	—	—

寡婦控除

ひとり親控除

※合計所得金額500万円=年収678万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

個人住民税の人的非課税における対応

今回の未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しに伴い、個人住民税の人的非課税措置について、以下の見直しを行う。(令和3年度分以後の個人住民税について適用)

- ① 現行(令和元年度改正後)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とする。
- ② ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)について、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。

令和元年度改正後

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)

※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く

令和2年度改正後

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親

※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く

※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

<個人住民税の人的非課税制度>

- ・ 一定の事由に該当する者については、担税力がない又は著しく小さいといった特別な事情にあることを踏まえ、これらの者に負担を求めることは適当でないとの趣旨で設けられているもの。
- ・ 非課税の範囲に該当する場合は、均等割と所得割の両方が非課税となる。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に おける税制上の措置

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について（地方税関係）

総務省
令和2年4月

1 徴収の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。

2 固定資産税

◎ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある（※）中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

※ 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

◎ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。
- 今回の拡充・延長による減収額については、全額国費で補填する。

3 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

4 その他

- イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

徴収の猶予制度の特例

○ イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象(証紙徴収による地方税は除く)。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

現 状(財産の損失が生じていない場合 (注))	特 例
<p>○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。</p> <p>○ 原則として、担保の提供が必要。</p> <p>○ 延滞金は軽減(年1.6%)。</p>	<p>○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において収入が大幅に減少(※)した場合について徴収を猶予。</p> <p>※ 前年同期比概ね20%以上の減</p> <p>※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用</p> <p>○ 担保は不要。</p> <p>○ 延滞金は免除。</p>

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。

中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への 寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とする。

(注1) 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする。

(注2) 本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円を上限とする。その他の要件等については、現行の寄附金控除と同様とする。

〔寄附金控除の適用までの流れ〕

- ①【主催者】 文化庁等に申請。
- ②【文化庁等】 主催者に指定行事証明書等を交付。当該イベント名等を公表。
- ③【主催者】 払戻請求権を放棄した観客等に対し、指定行事証明書のコピー、払戻請求権放棄証明書を交付。
- ④【観客等】 確定申告の際、指定行事証明書のコピー、払戻請求権放棄証明書を申告書に添付。

イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る 個人住民税における対応

対 応

- 所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とする。

税額控除割合：道府県民税4%、市町村民税6%※(合計最大10%)

※指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%、市民税8%

- 本特例を用いた寄附金控除の対象金額(対象となる寄附金額)は、所得税と同様の上限とする。

【参考】 現行の個人住民税における寄附金控除の対象(ふるさと納税を除く)

寄附金の区分		所得税	個人住民税
国に対する寄附金		○	×
指定寄附金 (公益を目的とする事業を行う法人(国立大学法人等)又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの)		○	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff9c4; text-align: center;"> 都道府県・市区町村が 条例で指定※すれば ○ </div> <div style="margin-top: 10px;">↓</div> </div>
特定公益増進法人に対する寄附金 (独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、一定の私立学校法人、社会福祉法人 等)		○	
一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		○	
NPO法人に 対する寄附金	① 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人 (平成23年度改正前は国税庁長官が認定)	○	
	② ①以外のNPO法人	×	
政党等に対する政治活動に関する寄附金		○	×

※ 住所所在の道府県内の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金については、条例の指定不要

住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

< 現行制度 >

- 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。

※ 控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）

- 住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。

【今回の所得税における対応】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置を講じる。

・ 住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする等

- ①新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
- ②一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
- ③令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること

対 応

- 所得税における弾力化措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。
- 今回の適用要件の弾力化による措置分についても、全額国費で対応する。